

過半数代表者選挙

職場での投票方確認事項

一方破棄

現在、過半数代表者選挙が行われている盛岡地本内の職場において、過去に「ナンバリングされている投票用紙」「出口調査」「特定候補者への指差し行為」などがあったことも踏まえ、「誰が誰に入れたかわかる選挙は選挙じゃない」という不安の声から、「公正・公平な選挙」をするために、過半数代表者選挙の事前に管理者と「投票用紙はクリアファイルの中にある複数枚の中から選び投票すること」を含めた投票方等と、「変更になる場合は連絡すること」の確認をしました。

しかし、投票の仕方、投票場所が変更になったことの連絡も一切なく、「過半数代表者の選出について」の掲示がされました。確認事項は反故にされ、問題が解決していない中で、一方的に選挙が開始されています。

「公正・公平な選挙」

と言えるのでしょうか？



確認事項が一方的に破棄され、選挙が実施されれば「何故一方的に変えられるのか？」と社員に疑念が湧くだけでなく、過半数代表者選挙としての信用・信頼も失われます。管理者と社員の信頼関係がなければ、風通しの良い、働きやすい職場にもなり得ません。

東労組は



「公正・公平な選挙」と、社員間不審のない、働きやすい職場を求めます！